

ISSN 1342-5269

昭和二十二年九月二十三日第三種郵便物認可
平成二十一年三月十日發行

中央 労働時報

第1114号
臨時増刊

第64回全国労働委員会連絡協議会総会経過概要

財団法人

労委協会

第一議題

「申立人が和解を主目的とし、主張や立証に不熱心な事案の進め方について」 — 経験と見解の交流 —

(中部ブロック公労使提案)

【説明】

最近の審査事件において、いわゆる合同労組からの第2号救済申立事件についても、救済命令よりも団交要求事項の和解を目的としていると思われるような事件が少くない。

提案理由説明

使用者委員（愛知）柴山忠範

私もからの議題の趣旨につきましては若干私の方から補足をさせていただきたいと思います。愛知県労働委員会におきます不当労働行為の救済申立事件につきましては、先ほど事務局長の御報告にもありましたとおり、従業員といった方が関係労働者として申立

こうした事件においては、申立書に記載された主張、立証が不十分であるのみならず、その後の調査段階において争点や主張の整理を行なう際、申立人は団体交渉における要求事項に関する和解を強く望み、委員会が求める主張、立証に係る書面の提出

に不熱心なケースがみられる。この結果、手手続きが進行しないものもある。調査期間が相当長期にわたるケースも散見される。

事案の中には、被申立人適格等の特段の争点があるとはいえない場合であっても、以上のような申立人の態度によって、審査

をすることが多い傾向にあります。また、立人組合が団体交渉における要求事項に関する救済事項につきましても、団体交渉の拒否、いわゆる第二号事件が多いといふこともその特徴です。

このように合同労組からの第二号救済申立事件につきましては、救済命令よりもむしろ団交要求事項の和解をその主目的としていると推定される事案が少なくありません。

私が担当しました事件でも、実はこのよ

うな事件がございました。申立人組合から

团体交渉拒否そのものの審査というよりは

愛知県におきましても、最近はいわゆる合
同労組からの申立てが多くなっているのが現状です。また、関係労働者につきましては、正社員の申立てというよりは、むしろパート、アルバイトといった有期労働契約の方々、あるいは派遣労働者、請負会社の申立事件につきましては、先ほどの方々、あるいは派遣労働者、請負会社の申立事件につきましては、先ほど事務局長の御報告にもありましたとおり、従業員といった方が関係労働者として申立

する和解ということを強く望んで、逆に、

委員会が求めております主張・立証にかかる書面の提出に不熱心なケースが多くみ

られる、このようない状況にあります。この

ため調査期間が相当長期にわたるというケー

スも少なくない状況にあります。

私が担当しました事件でも、実はこのよ

うな事件がございました。申立人組合から

团体交渉拒否そのものの審査というよりは

むしろ、団体交渉において要求された事項について委員会においての和解を強く求め

られて、その作業と審査に向けての調査を並行して行っておりました。

聞かせいただければと思いまして議題の提案をした次第です。どうぞよろしくお願ひ

いたします

意見發表

公益委員（岡山）上村明廣

いとも、和解の内容に加えて和解作業を進めてほしいということがあり、一層調査が長期化した、こういう経験がございます。もちろん、今申し上げた様々な事案の中に、派遣労働者と派遣会社、あるいは請負会社の従業員と発注元の会社といった、いわゆる被申立人適格といった特段の争点がある場合もございます。しかし、このよう

第一議題は既に言い尽くされている問題でありまして、特に新しい理屈を申し上げるつもりはありませんが、とにかく岡山県が意見を述べるということになりましたので、日頃考えておりますことを簡単に述べさせていただきたいと思います。

不當労働行為事件を和解で解決する方法は、継続的な関係である労使関係を労使が納得し合う方法で、早く安定させ得るといえます。点でも、極めて望ましい方法といえます。

ですが、使用者の団交応諾の点だけを和解するの対象にして、団交の対象事項である個々の紛争については、団交で解決がつかなければ、あっせんによる解決を求めるよう処理するという解決方法も在ります。

が 特別の専用のない審査であるとしても、以上のような申立人組合の態度によつて審査手続が進行しないというケースが多くなっています。私どもとしては、もとより和解の役割、効用を否定しているものではございませんが、被申立人の方もいつわる正当性を主張して、当

各県の労働委員会におけるしては、不當労働行為事件の審査促進のために日頃いろいろと御尽力をいただいている。裁判所による司法的な審査をも含めて、不当労働行為事件の終局的解決の迅速化を図る上では、御承知のとおり、審級管轄の在り方を検討することも必要であると考えられます。

該事件の労働委員会の判断を求めているケース等では、結果的には和解作業もなかなかうまく進まないということになってしまつて、事件の処理に苦慮しているというケースも少なくありません。

以上のような事案につきまして、本日御出席の各労働委員会の皆様から基本的な考え方、労働委員会の取るべき方針等について、各委員会の御経験あるいは御意見をお

そこで、各県労働委員会といたしましては、当面、不当労働行為事件をできる限り迅速に解決する方法として和解を重視するという傾向がみられるのではないかと思わ

の成立に協力するようにお願いし、大半が成功いたしております。

設題の説明文を拝見いたしますと、申の人が団交における要求事項に關する和解を強く望んでいるといふこと、委員会が求めある主張・立証に係る書面の提出に不熱心であるといつた態度をとることが明らかであつて、調査期間が相当長期にわたることになつてしまつてゐる。そのために審査手続が進行しないものもあると指摘されていますが、

意見発表

第一議題は既に言い尽くされている問題でありまして、特に新しい理屈を申し上げるつもりはありませんが、とにかく岡山県が意見を述べるということになりましたので、日頃考えておりることを簡単に述べさせていただきたいと思います。

各県の労働委員会におかれましては、不当労働行為事件の審査促進のために日頃いろいろと御尽力をいただいている。裁判所による司法的な審査をも含めて、不当労働行為事件の終局的解決の迅速化を図る上では、御承知のとおり、審級管轄の在り方を検討することも必要であると考えられます。ただし、審級管轄の在り方を検討するという大きな制度改革が容易でないことは、これまでのいくつかの制度改革の経験に照らしまして明らかであります。簡単に解決できる問題ではありません。

そこで、各県労働委員会といたしましては、当面、不当労働行為事件をできる限り

公益委員（岡山）上村明廣

れます。皆様方もおそらく、和解で解決することに全力を注いでいらっしゃるのではないかと思います。

不当労働行為事件を和解で解決する方法は、継続的な関係である労使関係を労使が納得し合う方法で、早く安定させ得る立場を図る以上、できる限り公正な、筋の通った解決方法を助言するよう努める必要があることはいうまでもありません。

私どもの委員会も、最近の数年間に係属いたしました不当労働行為事件については、現在審査中の事件を除きまして、全て和解で解決いたしました。とにかく迅速に、当事者が納得し合えるような方法で解決できるという利点がござりますので、当事者にそのことをよくお話をいたしまして、和解の成立に協力するようにお願いし、大半が成功いたしております。

間の場合には、当初から申立人が団体交渉事項である個々の紛争についての和解をもらない場合も多くございます。まさしく設ける主張と切り離して、救済請求自体だけの和解を図つたのでは十分な解決にならないことが多いです。

したしましては、そうした当事者の意向を斟酌しながら和解の成立を図ることが合意的であると思つております。

ちなみに、こうした場合の和解の進め方ですが、使用者の団交応諾の点だけを和解の対象にして、団交の対象事項である個々の紛争については、団交で解決がつかなければ、あっせんによる解決を求めるように処理するという解決方法も迂遠であります。せつて、効果的ではないと思つております。せつきる限り紛争の抜本的な解決をもたらし得るような解決方法を見いだすように努めることが望ましいと思っています。

設題の説明文を拝見いたしますと、申立人が団交における要求事項に関する和解を強く望んでいるということ、委員会が求めあるといった態度をとることが明らかであつて、調査期間が相当長期にわたることになつ



委員が和解による解決を図る以上、全力を挙げて短期間に和解を実現するよう努めるべきであり、その間、審査手続が進行しないといった点をあまり心配する必要はないのではないかと思います。

和解に乗り出した以上は一〇〇%それを成功するように全力を投入するということとしていたく必要があるのではないかと思つております。岡山県といいたしましては、そういう方向に向かつて全力を投入することにいたしております。もし設問に書かれているような点を憂慮いたしますと、どうしても審査手続が進行しないというようなことを心配しながら、当事者を和解で解決するように説得するということになります。

がちでありますので、和解自体も審査も、中途半端なものになってしまふおそれがあなたの役員の方が信念を持つて、あくまで労働者を投入して、とにかく和解で解決を図り得るように努力するということが必要ではなかろうかと思つて次第です。

ちなみに、不當労働行為事件を和解で解決する際に、申立人が解決金としてかなり大きな金額の支払を求めるケースがございまして、金額をめぐつてもつれるという場合もございますが、和解金の支払を和解条項に取り入れるにしましても、委員として事件の内容に即した妥当な金額を示して説得する必要があるということは注意されなければならないと思つております。

事件の中には当事者が和解を嫌がるというケースもございます。詳しいことは時間

うかうかと思うわけです。

の関係で紹介できませんが、国民の安全に深くかかわる運輸事業で発生した事件において、私どもはとにかく、事業の性格から考えて、早く和解で解決したいと思って説得に当たったわけです。責任者をお呼びして、まず労働者委員が説得に当たったのでですが、激しく抵抗いたしました。それで労働者委員も閉口いたしまして、もうこりごりだということで帰つてまいりましたが、

そういうケースもあるということを注意しながら、どのように説得したらしいのかと

いうことを工夫していく必要があると思

ます。

今回の第一議題のポイントについては二つ指摘がされていると思います。一つは、主張や立証が不熱心な場合にどのように対応していくのかという点。これは既にどの

委員会に判断をさせるのだという意気込みで臨まれたのではないかと思うのですが、非常に激しい反発を招きました。そういうケースもあるということを注意しなければいけませんが、説得の仕方に工夫を重ねながら、そういうケースもできるだけ和解で解決できるよう努めることが必要ではな

いから、そういうケースもできるだけ和解で解決できるよう努めることが必要ではな

いから、そういうケースもできるだけ和解で

解決しているのだと思います。

合

同労組からの申立ては、大阪において

あります。

あります。労働事件については、とにかく

あります。

各号別でいいますと二号事件が多いといふことは同様だと思いますが、昨年二〇〇八年に終結いたしました中で、一五七件のうち六〇件が二号事件です。合同労組の関係でも二号事件が多い状況は同様です。合同労組そのものが八割を占めていますから、同じような傾向がその中ではみえてくると思います。

そのような状況の中で大阪府労委でやつておりますことは、申立ての受理の点でい

うと、特に合同労組の申立ての関係でいいますと、必要事項が記載されれば受付をしていこうとされております。また、口頭による場合も受けをするということになっています。その上で、申立人、組合の方が和解を望んでおられるかどうかというのには、そういう記載項目がないわけですから申立ての段階では分からぬわけですが、そういう説明の折に事務局を通じて和解の意向が示される場合があるということだと思います。

初めて分類をした二つの点、主張や立証が不熱心な場合にどのようにしているのか。特に審査委員の方からその立証を促していきことに変わりはないわけですが、不慣れな場合、あるいは不熱心、いろいろな表現が違れるがちになるという傾向はあるよう思います。

また、不熱心などで遅れてきている場合のことなのですが、同じ事件の中でも地裁に裁判を起こされている場合、労働審判への申立てを考えておられる場合、このような場合はその帰趨を見定めていくことが必要ですから、書類の提出が遅れがちになっています。

したことが立証や主張に不熱心な場合の対応として考えていることです。

和解が主目的の場合。岡山の方からは、和解に全力を尽くすということで、そこは変わりはありませんが、和解も大変重要なものとして受け止めています。もちろん、どの段階であっても可能だということで、会社側と組合側、それぞれの気運が高まつた上に和解を持ち出すわけですが、なかなか思いどおりにならない場合もござります。そうした場合に、労働者側という立場で申し上げれば、和解に固執するあまり、結果として審査期間が長引いてしまう。

そのところは経験を踏まえて、適宜和解の進行状況を見定めて助言をしていくことが必要ではないかと思っています。

その上で、第一議題の中の審査期間との関係を少しみてみました。大阪府労委の場合、審査事件の終結までの目標期間は五〇日と設定されておりますが、大阪府労委の今年の平均日数でいいますと四六二日、一年半という日数になつております。ほとんどの審査事件がその途中で調査期日を変

えて和解の期日にしたりといふことが一回、二回と踏んでおられますので、その意味でございますと、二～三ヶ月程度審査そのものに裁判を起こされている場合、労働審判への申立てを考えておられる場合、このような場合はその帰趨を見定めていくことが必要ですから、書類の提出が遅れがちになつた期日を達成しているということだと思います。

最後になりますが、私も事件にかかわりとして考へていています。和解として考えておりました。そこで提起されている課題につきまして、ここ二件ほどの事件で和解を勧めています。そうしたが、やはり和解は成り行かない立場で申し上げれば、和解に固執するあまり、結果として審査期間が長引いてしまう。

私は次の三つの点から意見を述べさせていただきたいと思います。まず第一点目は、審査事件の新規受付の過半数が合同労組か東京都における合同労組にかかる申立事務の状況について。第二点目は、和解に対する当委員会の姿勢及び和解に對しての三者委員の役割等について。第三点目は、テークが新規受付の約四分の一、合同労組がマに対しても取り組むべき方針です。

そこで、まず第一点目ですが、審査事件の終結までの目標期間は五〇日と設定されておりますが、大阪府労委個人が加盟し、個別労働者にかかる個別問題の解決を目指した、いわゆる交渉要求の申立てが増えてきております。東京都の申立て件数の約二分の一を占めています。当然に第二号救済申立てが大多数で、平成二〇年度でみてみると、約九一%が第二号救済申立てとなつております。

団体交渉を求める交渉要求内容ですが、業代の未払い、あるいは管理職の降格問題、

賞与・一時金の差別、退職強要等があり、それに最近は、世相を反映してだと思いま
すが、定年後の再雇用問題や契約更新拒否、あるいは正社員化の要求、変わったところ
では、外国人実習生の賃金未払いやセクハ
ラ問題と非常に多岐にわたっております。
ただ、解雇、雇止めと残業代の未払い等の
賃金紛争が断然多いというのが実情です。

あるいは労組員そのものに許されている。したがつて容易に申立てができるのであるといふことから、個別問題の解決手段として労働委員会を積極的に活用しているものと思われます。すなわち、かなり多くのケースで、当初から申立人側は和解を視野に入れ、申立てを行つていることがうかがえます。

第二点目は、和解に対する当委員会の姿勢及び和解に際しての三者委員の役割等についてお話をさせていただきます。これは

立つております。と申しますのは、和解を試み、それが不成立で終わつた場合に、結果として審査の遅延を引き起こすことになるおそれがありますので、それは極力避けるべきだと思つております。たとえ申立人の本音が和解による解決であることが明確であるとしても、これに被申立人が同調するとは限りません。

成否に関して一定の心証を持つていいただき、なおかつ、いつ和解を打診し、いつまで続けるのかについて三者委員が十分に意見を交わし、一致した方針を持つことが和解成功の基本的な条件であると私は考えていました。

第三点目は、テーマに対してもるべき方針についてです。できる限り短期間で問題を解決する、あるいは審問に入れられるようになるのが常道ですが、一方、その調査の過程で和解が可能かどうかを探ることもまた大切なことであると思つております。基本的には、和解の試みとともに審査手続も併せて進行させる、そのことが必要であると思つております。

までいなかつた非製造業の分野の中小・零細企業を中心にして広範囲な業種に広がっていることが特徴として挙げられます。もう一つの特徴は、申立人側の代理人として弁護士が付かない例が結構多いことです。もちろん被申立人側には、ほとんどのケースで弁護士が付いておりますので、このことからみましても、申立人側の労働委員会での紛争解決の考え方が何となく分かるような気がいたします。

個別紛争の解決手段としてはいろいろありますですが、現在労働審判制が使われていてしかも、かなり増えていると聞いておりますが、労働審判においては労働側に申立て

当委員会においては必ずしも文書化されたものはございません。しかし、会長から和解のメリットを踏まえた明確な指導方針が示されていますので、これを受けて公労使三者委員は和解に對して共通の理解を持つて、和解を重視した審査活動を行つております。事務局を含めて、調査期日のできる限り早い段階で、主張の聴取と併せて紛争解決の仕方について、双方から基本的な意向というか考え方を聞くように努めています。特に労働者委員の方には、申立人の本音をできる限り早い段階で聞いていただき、それを受けて、我々使用者委員として被申立人の意向を探るように努めております。

ただし、和解に對する評価は裁判官さんの間でも積極論と慎重論がございますが、私は、タイミングにおいて慎重論の立場に

突然労働組合 しかも見知らぬ外音の人が
ら団体交渉に応じると言われてパニックに
なり、売り言葉に買い言葉的に団交拒否、
あるいは対応に不備が生じて不当労働行為
に至る例はよくあることです。労働組合は
ある意味で、この面でプロですが、経営者
は、あまりこういう事例を経験したことが
ないことから対応が不十分になります。ま
た、心理的にも、突然外部から見知らぬ労
組に乗り込まれて面子を潰されたと思い、
徹底的に闘う姿勢を示す場合が、当初の段
階では往往にしてみられます。被申立人が
落ちつくまである程度の時間が必要なケー
スが多くみられますので、使用者側委員と
しては、まず被申立人との間の信用関係、
信頼関係を築いた上で、粘り強く説得する
必要も出てくるわけです。

的には、和解の試みとともに審査手続も併せて進行させる、そのことが必要であると思つております。

和解を進めるに当たつて、労使参与委員としては、申立人の意向が和解解決にあることが明白であり、しかも、被申立人もそれに応える意向を表明したとしても、早期に和解条件を検討して提示する、あるいは打診する前に、準備書面の一定の往復によつて双方の主張が整理できるまでは、和解作業に本格的にに入ることを控え、拙速に陥ることを避けるべきではないかと思つております。特に和解は、たとえ申立人が希望しても、被申立人が感じなければ成立しないわけですから、被申立人が和解条件を納得できる環境づくりのためにも、双方の主張整理を進めることが重要であると思つております。

ります。

合同労組は、企業内組合に慣れている我が国の企業にとって、まだまだ馴染みが薄いのが実情です。単なる解決金の獲得、配分の請負組織になるのではなく、真摯に労働組合活動をしていく姿勢がある限り、その姿勢は保護されるべきであると思つております。特に労使各側委員は、それぞれ当事者に対して主張・証拠を書面で提出するよう説得することもまた、安定的和解を進める可能性や意義もあるわけですので、そのことからも大切な役割であると思います。

最後に、今後とも合同労組による和解を主目的とした申立てが増えてくることが予想されますが、常に当事者には、救済申立てはあくまで委員会の判定機能に則った紛争解決の手段であり、完全に当事者主義に立った運営では速やかな紛争解決につながらないことを踏まえた対応を求めていくべきだと思つております。

特に使用者委員としては、和解における使用者委員の役割の重さを認識し、被申立て人が、大企業と違つてこの種の問題に未経験の場合が多いケースがほとんどですので、少し生意気みたいですけれども、これらのことを諭していくとか、相談に乗るような形で、良い解決に導いていくために尽力をすることが大切ではないかと思つております。

以上、意見を発表させていただきました。

最初に、第一議題の説明のところで、「最近の審査事件において、いわゆる合同労組からの」という言葉があります。もちろん、このテーマについては合同労組に限つたことではないと思いますが、神奈川県の労働委員会における合同労組の申立ての現状について、初めに少し触れさせていただきます。

労働者委

労働者委員（神奈川）竹田邦明

において、合同労組の回答のはほとんどが、和解については「条件によつてはあり得る」と答えていります。東京、大阪は事前には聞いていないようですが、神奈川は文書によつてそれを最初に聞いております。ですから、合同労組の救済申立ての主な目的は、和解による解決に置かれているということがうかがえるかと思います。言い換えれば、合同労組の二号救済申立ての場合、救済命令を求めて徹底的に争う姿勢というケースはほとんどのと言つてもよいかと思います。また、結果的に、これら二号救済事件のうち、六割程度が関与和解の締結になつております。それも、団交ルールよりは、団交事項の内容の和解となつてゐるという事実もあります。

で神奈川の場合には一二の合同労組が申立てを行つておりますが、この一二の合同労組全てにその姿勢は当てはまつているといえるかと思います。ただ、現実的には和解が整わないで審問を行つて命令に至つたケースもあるわけです。私が関係した事件でも、昨年そういう事件がありました。

そこで、この議題に沿ってまた考えていいかなればいけないわけですが、これも先ほど触れられておりましたけれども、被申立人の姿勢ということもあるうかと思います。被申立人側が労使交渉に不慣れであつ

たり、合同労組との団交応諾義務について理解がないということが原因となって、結果的に団体交渉拒否事案として救済申立て

に発展してしまつたり、また、審査の場においても自らの態度を固持して問題を解決しようとしている、こういうケースも見受けられます。これらについては、労働委員会から被申立人側に、団体交渉応諾義務について十分説明をして、解決に必要なアドバイスをしていくことも必要になつていいくかと思います。

以上申し上げてきたとおり、神奈川県学
労働委員会におきましては、申立人側が和解
だけに固執して主張や立証に熱心でなかつ
たり、審査手続の進行に協力的ではないと
いうようなケースはほとんどみられません。
しかし、議題にあるように、実際に申立て
が主張や立証に不熱心な場合はどのように

対応していけばよいかということですが、まず、合同労組にかかる案件であるか否かにかかるわらず、また、二号事件であるか否かにかかるわらず、和解で解決するということは、紛争の早期解決という意味で当事者にとつて好ましい解決方法であることはいうまでもありません。しかし、労働委員会が申立てを全て和解で解決する義務を負っているものでないこともまたいうまでもありませんし、ましてや、審査の進行にあり協力的でない当事者に対してまで当事者の意向や、言葉が悪いのですが、思惑を優先してまで考慮するのはいかがかと考えます。

夫が必要になるかと思います。
私自身は、先ほど申し上げたように、主張・立証に不熱心な当事者というのあまり経験がないわけです。むしろ熱心すぎて、あれもこれも主張して、争点や主張が逆にぼけてくるという事案があつて、その整理を働きかけるケースの方が多いかもしれません。

ただ、こういう当事者も当然いらっしゃるわけですから、これは合同労組に限つたわけではなくて、使用者側である場合もあ

前の方の御工夫するこりますし、審査計画を作成するといふ工事者に対しても極的な働きかけがあります。三者があるわけですが、その特徴を圩工夫することになりました。

すが、神奈川県で、おまかせしていただきざいました。

使用者委員（和歌山）小畠英三

場合には、申立人に対して強く主張・立証を促すことはもちろんですが、その上でなお主張・立証に不熱心である場合には、それまでに提出された主張のみをもって、もう主張は出尽くした、近くされたと判断をして審査計画を作成し、審問に入つていいくこともまた、やむを得ないし、むしろ、そのことが迅速化のためには必要な場合もあるのではないかと思います。

なお、主張・立証に係る書面の提出を促す手段としては、労働委員会からある期間を定めて、書面において、当該事件の争点は何か、立証したい事項は何かということを求釈明し、これに回答させる。このことをもって、労働委員会で当該事件の主な争

た内容を一矢事にいに附すが、特に審査に非協力的な当省構成という労働委員会の特徴ですから、この問題に対してもかけが大きな役割を果たすと思ふが、特に審査に非協力的な当省構成という労働委員会の特徴が可能ではないかと思います。

を受けた以上、二号事件に対する会規則に則つて本来の手順と内規で審査を進めるべきであるといふです。特に申立受理段階のとくに員会規則第三十二条にもあるように要件というものが本当に充足かどうかということは、きつとも検査したい。また、不十分な人に對して充足をさせる、またために指導していくべきだと田中さんの事例を経験されているうにも思えるのですが、我々は

一つの手続を踏んで解決の道を歩まなければなりませんので、まずこの初期段階のところをきつちりとしたい、それが一つの考え方です。

労使関係の継続性ということからみますと、当然いろいろ努力をして、却下等という方法を避けて審査を進めるべきだといふのが一番目の考え方です。

もう一つは和解のことです。和解というのは、和解の内容、また進行具合を判断して誘導すべきだというのが基本の考え方です。これはできるだけ短期で解決する素晴らしい方法だと思います。しかしながら、今まで皆さんがお話をされたように、なかなか受け入れ難い状況にある場合が多いのではないかということで、拙速を戒めたいと考えます。

これが議題に対する意見であるとともに和歌山県で発生した場合も、基本的にはそうで、しかも、和歌山県が目標にしているように、できるだけ早く、我々の場合は六ヵ月ぐらいで何とかしたいという目標を持っているのですが、そのぐらいで何とかしたいと考えます。

それから、団体要求事項の和解についても、これはしても構わないとと思うのですが、もっと基本的原則になりますと、中立性、それから公正性、これらを常に考えて対応すべきと思います。そうでないと、公労使揃って問題解決にあたるという制度的なも

のはいいにしても、経営者側、いわゆる被申立人サイドから、本当に公正な進め方をしてくれただろうかという問題が起こつたり、そういう風評が回りますと、この存在価値も薄れるという懸念も考えております。そこまでが我々和歌山県として考えた事柄です。

これから後は私事という感じで話をさせていただきたいのですが、私自身は中小企業というか、零細企業のオーナーであります。したがって、今回こういう問題というのは非常に身につまされることが多いのでしょうか、実感、身近なものと

答を一つの想定のもとに申し上げました。が、想定というのは、まず中小企業である。中小企業の経営者というのは、会社の継続、利益等々にどうしてもエネルギーを奪われがちで、労働基準法を勉強しているのかと言われたら、はつきり言えない。また、本當に地に足の着いた就業規則が出来て運用できているかどうかという所にも不十分な面もたぶんある。それから、会社に入社される場合の労働契約そのものも、十分できているとは思えない、そういう会社がある

けれども、我々が和歌山県でたくさん扱う個別労働問題もそうしたものが非常に多いわけです。そういう中で問題が起きたときに、従来の個別でなく駆込み事件ということで今回のような二号事件が起こるわけで

すが、このようことが起こったときに私のうかなという感じも持つ場合もあるかと思います。

そういう中で私が使用者委員と考えたところをお話しておきたいと思うのです。

先ほどお話をありましたように、経営者は日頃の仕事に一生懸命で、労働問題に対する慣れもない中で、合同労組等、見知らぬ方から「うちの組合員の問題で」ということがあつたときに十分慣れた対応ができるかというと、たぶんできずに二号事件にして置くのですが、全て救済するのかどうかということは、非常に慎重に両方の御意見を聞いて、粘り強く、また形式に流されず、そういう立場に立ちかねない人間だとたんどんやつていかなければいけないのでなかうまくいかない。そういう中で、二号事件であれば強制力はあるわけですが、強制力を持って不当労働行為問題に来るのに、そこで審査を進める中で、(申立人が主張

事件であれば強制力はあるわけですが、強

事件であれば強制力はあるわけですが、強

事件であれば強制力はあるわけですが、強

事件であれば強制力はあるわけですが、強

事件であれば強制力はあるわけですが、強

事件であれば強制力はあるわけですが、強

おける労働委員会の基本的な考え方を問うものとなつております。長崎県労働委員会においては、議題のように証拠等が提出されないケースを取り扱った経験はありませんし、このようなケースに対する審査の進め方に関する具体的な申合せ等も行っておりません。そこで、私なりの考え方述べたいかもしれません。しかし、併せて、類似とはいえないかもしれません。そこで、私なりの考え方述べたいと思います。

本議題を拝見したときにまず感じたことは、これは本来あつせん制度の中で解決が図られるべき事案ではなかろうかということでした。あつせん事件であれば、相手側は、あつせん手続に応じない自由もありますが、不当労働行為事件であれば、通常は出席せざるを得ないわけです。つまり、議題の申立人は、不当労働行為救済申立制度を利用することによって、被申立人の出席を確保した上で審査手続に必要とされる主張・立証を行わずに、あつせん制度で期待するようなものではないかと感じたのです。

このような場合に、申立人が望むような形で和解の方向で進めていくと、申立人の意向に流されすぎていなか、そのことで労働委員会の中立性といふものが疑われる

じるおそれがありますので、非常に悩ましい事案であると思います。

審査事件であることに重きを置けば不当労働行為の有無を判断しなければならないわけですから、証拠等の提出が必要不可欠となります。そうすると、委員会が求めているにもかかわらず、申立人が提出しない整理を行い、そのまま手続を進めていくと、不當労働行為の有無を判断すればよい、すなわち命令を出せばよいといった考え方もできそうです。申立人にも一定の非といえますか、自分たちの都合だけで制度を無視するかのような感がありますので、当然成

功する立つものと思います。ただ、そのような考え方だけで進めてよいのかというと、労使関係の正常化を目指す労働委員会として、申立人が証拠等を提出しないということです。和解の方向について考えてみますので、和解の方向について考えてみますか、自分たちの都合だけで制度を無視するかのような感がありますので、当然成

功する立つものと思います。ただ、そのような考え方だけで進めてよいのかというと、労使関係の正常化を目指す労働委員会として、申立人が証拠等を提出しない

ことになります。そこで、申立人が提出しない理由をもう少し把握した上で、どう対応すればよいかを判断する必要があると考

えるからです。

そこで、提出しない理由をみてみますと、

団交命令よりも団交要求事項に係る和解を

望む申立人の強い思い、つまり団交要求事

項、紛争の中身といえるかもしませんが、

なお、この提出によつて被申立人側の態

度が硬化し、かえつて和解の妨げになるの

けでは真の解決にはならない。これを労働

委員会で解決してほしい、そういう思いが

は当事者の自主交渉による解決を目指す

かということになりますが、それは、どちらがよいと一概に言い切れるものではないと思います。それぞれの労委の考え方もあるでしょうし、ケースごとに対応が異なることもあります。それでも、単に団交が行われればよいとするにおいては、積極的に中身にまで踏み込んだ和解を行った事例はないようです。その代わりに、自主交渉を行わせるに当たってのポイントや、問題を解決するための道筋等を指摘することにより、解決に向けての土台づくりに意を用いた和解を行ったケースが見受けられます。いずれの手法を探るにしても、大事なのは、当初にも述べましたが、労働委員会の中立性を疑われないように留意することだと思います。審査委員としては、そのようなことがないよう参与委員と十分に連携をとりながら和解作業を進めていくことが肝要であると考えます。

最後に、二号申立事件における和解の事例を御紹介したいと思います。ある市が設置している公立病院の非常勤配膳パート労働者の賃金改定ルールをめぐる事件ですが、これまで人事院勧告を基にして団体交渉の上改定されていた当該パート職員の賃金について「市の正規職員と同じように改定時期を遡及させるルールの有無」が真の争点になつたものです。

申立人組合が要求書を提出したところ、三月に市は「貴職と合意しております一定のルールを基本としながら適宜協議を行い実施していく」旨の回答を行いました。そして、人勧後の二〇年一月に第一回団体交渉が行われましたが、病院は「給与改定時期を遡及しない」旨回答しました。実は、一九年四月から当該病院が地方公営企業法の全部適用となり、使用者側の交渉当事者が変更になつておりましたので、市ではなく病院が回答したものです。

組合は、市の正規職員が実際に遡及されるのであるから、これは一九年二月に市が行った回答、つまり「一定のルールを基本としながら協議し実施する」という回答を否定するものであるとして反発し、再検討を求めました。しかし、交渉は平行線をたどり、二〇年四月の第三回交渉において、病院から「遡及しない」旨の最終回答が示され、交渉は決裂となりました。そこで組合は、これは過去の交渉過程を否定するものであり、人勧に基づき市職員の賃金改定ルールのとおり回答し、協議しなければならないとして二号申立てに及んだのです。この事件においてまず感じたことは、いぢばんの問題となつてゐる賃金改定のルールについて、双方とも「一定のルール」の存在については確かに共通認識があるので、肝心のその中身についての認識が共

意見交換

○石田委員（青森・公） 第一議題につきまして、趣旨説明を踏まえて意見を述べさせていただきます。既に多数の皆様方がすぐれた見解を先ほど来発表されておりまして、私自身大変に勉強になりました。私は極めて基本的な事項を改めて確認させていただくという趣旨で話をいたします。

当県では例題のような事案を取り扱った経験はございません。ただ、一般的に本議題の問題につきましては、二点の考察が必要ではないかと私は考えております。それは、当然のことですが、不当労働行為申立て及び政策上の検討が必要になると考えます。第二に、本件にあるような設例、趣旨能をどの程度重視するのか。この点は法律説明にあるような、申立人が合同労組の事件をどのように評価するのか。一般的に言われていることは、個人が会社との間で雇用関係上のトラブルが発生した後になつてから、個人が労組に加入して、この労組の名において不当労働行為の申立て

をして、トラブルが解決した途端に合同労組を脱退する例も少なくないと聞いていますが、「」のような現実をどのように評価すればよいのか、この点の考察も必要と考えます。

さて、第一点の不當労働行為の審査と救済の件ですが、当然といえば当然、労働委員会の最も重要な権限の一つです。この救済手続はあまりにも基本的なことですが、労働委員会規則三十二条の二項三号で、不当労働行為をなされた者が救済を求める限

りで行う申立主義を探られております。この結果、審査の対象も申立ての対象とされた不当労働行為を構成する具体的的事実に限定されます。したがって、本件のよう申立て人が主張や立証に不十分な場合、この不当労働行為を構成する具体的的事実や主張が明確でないために、往々にして審査委

員に当たる立場としては、この最初の段階で主張整理において苦慮いたします。また、審査計画の策定も遅れがちになります。されば、平成一七年施行の労組法改正が目標としました、審査の迅速化と的確化という要請には当然反することになりますから、一般的に、このような申立事件はやりたくない、抑制的に扱うという考え方もあり得るわけです。

将来の労使関係を正常化し 安定化を図る
法改正は、明確に労働委員会の和解権能を
二十七条の十四の規定によつて法律上認知
しているわけです。これはあまりにも御承
知のことですが、改めてこの規定を
きちんと理解したいと思います。
そこで審査においても、主張整理が不十
分な場合であつても、申立人の真意が具体
的事案の早期話し合い解決にあることが察知
できれば、使用者側の対応等に即して、も
ちろんタイミングを考慮しながら、適宜積
極的に和解を進めることができると考
えます。もちろん、そのタイミング等具体
的な条件等においては困難なところがござ

過性の出来事に終わってしまいます。労働委員会が期待する「長期的な労使関係の安定」という要請とは相容れない結果になることは否めません。望ましきは、企業内の労働組合を結成し、企業内で労使問題を解決する方が、各企業が置かれている状況をより反映した労使交渉ができるることは当然ですし、従業員全体が抱えているいろいろな問題に対して的確に対処して解決できる確率は高いはずです。

これが望ましいのは当然ですが、残念ながらというべきか、今日の労働組合の組織率が低下している現実、そして、非正規労働者の割合がこの数十年極めて増えているという現実をみると、労働紛争をめぐる紛争解決手段の多様化は望まれるところであります。また、本件のような合同労組の

二回。本年度に申立てのあつた事件は第二回調査において終結し、所要日数は二八日でした。いずれの事件も、申立て人側は弁護士の代理人を付けず、早期和解を期待しての申立てでありました。具体的に申し上げますと、平成一六年度に申立てのあつた事件は、上司からのいじめに堪えかねたとして自ら会社を退職した労働者が、気持の整理がつかないとして合同労組に加入いたしました。組合は会社に対して、謝罪等を求めて団体交渉を申し入れたわけですが、会社は、社内調査の結果、労働者に対するいじめの事実はなかったとして団体交渉を拒否いたしました。そのため組合は当委員会にあつせん申請を行いましたが、会社があつせんを拒否したため取下書を提出し、改めて不当労働行為の救済申立てを行つたものです。

会社は当初、調査開始通知書の受取自体を拒否しましたが、あっせんとの制度の違い等の説明を受けて調査に出席し、いじめのなかつたこと、あるいは組合の団体交渉

申入れ事項は会社に謝罪を求める内容で、適法に団体交渉を求める得るケースに当たらない等と主張いたしました。

合意を探りました。この結果、団体交渉ではなく、協議を実施すること等を内容とする和解協定書が締結されました。そして、組合は取下書を提出し、終結いたしました。

慮した和解協定書案を示し、調整した結果、和解協定書が締結され、組合は取下書を提出し、終結いたしました。

組合は取下書を提出し、終結いたしました。本年度に申立てのあつた事件は、派遣会社に勤務していた労働者が、契約更新をして約三週間後に、派遣先から受入れ減の通知を受けた会社から契約の終了を告げられたとして、合同労組に加入いたしました。組合は会社に対し、雇止め撤回等を交渉事項として団体交渉を申し入れ、二回の団体交渉を開きましたが、会社は団体交渉において、組合側が大きな声で威嚇した、あるいは恐怖を感じたとして三回目以降の団員会に対し不當労働行為の救済申立てを行つたものです。

調査において会社は、組合から威嚇され、恐怖を感じたとして、謝罪がなければ和解には応じることができない旨を強く主張いたしました。会社は団体交渉の経験がなく、組合との団体交渉に不信と不安を感じていいようでした。一方、組合側は、会社が団体交渉に応じるのであれば和解に応じる意向を示すものの、会社の主張は言いがかり

で、対応も不十分であると主張いたしました。このため、会社の主張等には組合が遺憾の意を表すること、及び録音等を組合が認めること、組合側の主張には会社が遺憾の意を表すること等、それぞれの主張に配

このような団体交渉要求事項の和解を目的としている申立て自体も、労働者派遣等のものではないと考えます。しかし、調査期間が相当長期にわたるのは本末転倒です。

労働行為の救済申立てには不満ながらも応じる場合も、先ほど申し上げた平成一六年度の事件のように、あります。また本年度の事件も、合同労組の話として、会社は任意の制度のあっせんには応じないのでないのかとして、やむを得ず不当労働行為の救済申立てを出されたようです。

であるかの見極めを的確に行い、和解に馳せ染まない事件に当たつては、煩わしさで思ふようにならず、もどかしい感もありますが、委員会が求める主張・立証にかかるる書面の提出をなぜ求めているのか等を、中立性に配慮しつつも、分かりやすく丁寧に説明することが必要であると考えます。

事件の見極めには、担当委員がその事件の当事者や事件の性質、内容をどれだけ正確に理解し、当事者の本音をいかに正確につかむかが必要であると考えます。ここでいう当事者の本音とは、単に和解に応じる意向にとどまるのではなく、争いの本質的な部分について当事者がどのように考えるのを求めているのかということも含めてのことです。結論としては、不当労働行為の救済申立事件であつても、和解を前提としたものであれば、和解に向けて努力すべきではないかと私は思います。

ついての主張や立証に係る書面の提出がないときに、早期に申立てを棄却するのか、それとも和解手続を粘つて進めるのか、こ

勵委員会として基本的な考え方、または採るべき方針として、これまでの御意見とかなり重複する部分もあるかと思いますが、意見を発表させていただければと思います。議題にあります、申立人から申立事項に

であるかの見極めを的確に行い、和解に馴染まない事件に当たっては、煩わしさで思うようにならぬ、もどかしい感もありますが、委員会が求める主張・立証にかかる書面の提出をなぜ求めているのか等を、中立性に配慮しつつも、分かりやすく丁寧に説明することが必要であると考えます。事件の見極めには、担当委員がその事件の当事者や事件の性質、内容をどれだけ正確に理解し、当事者の本音をいかに正確につかむかが必要であると考えます。ここでいう当事者の本音とは、単に和解に応じる意向にとどまるのではなく、争いの本質的な部分について当事者がどのように考え、何を求めているのかということも含めてのことです。結論としては、不当労働行為の救済申立事件であつても、和解を前提としたものであれば、和解に向けて努力すべきではないかと私は思います。

○中川委員（熊本・使） 熊本におきましては議題のような事例はありませんが、労

のどちらかのスタンスに軸足を置くことになると思います。不当労働行為の申立てに対する審査手続ですから、原則、申立内容であるところの団交方法だけについて審査役割、あるいは和解手続の重要な役割から手続を進めることになるかと思います。しかし、紛争を解決するという労働委員会の役割、あるいは和解手続の重要な役割から考えますと、申立内容に限って審査手続を進めると、申立内容に限って審査手続を進めると、考へ方として少し狭量ではないかと考えております。

御存じのように、不当労働行為救済申立事件において、多くが和解によつて解決されていますが、改めて、和解手続のメリットとして次の三つが挙げられるのではないかと思ひます。一つが、命令による解決に比べて早期解決が図られること。二つ目は、係争事件、未係争事件を含めて、その時点における労使紛争の全面的な解決が図られることが通例であること。三つ目は、和解解決の内容は今後の労使関係をも視野に入れた合意がなされることが少なくなく、結果、団結権侵害事件の再発予防の意味を持

人に和解に応じる考えがない場合においてはどうするのだとということになつてくるわけです。申立人が申立内容でない団交要求事項に関する和解手続を進めるために、いたずらに申立内容に係る書面の提出を遅らせ、その結果、調査期間が長期に及ぶということになりますと、やはり問題があるのではないかと考えます。したがつて、被申立人に和解に応じる考えがない場合において、申立人が団交要求事項の和解手続を進めることを目的に一定の提出期間を設けても主張や立証に係る書面を提出しなければ、申立事項について主張又は立証がないとして申立棄却の判断を示さざるを得ないではないかと考えます。

以上をもちまして意見発表とさせていただきます。

○道幸議長 ありがとうございました。以上をもちまして第一議題の議事を終了いたします。御協力ありがとうございました。

